

有価証券に関する指標

1.商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

2.有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和2年度	国債	—	—	—	—	—	18,598	—	18,598
	地方債	100	203	1,023	201	705	2,420	—	4,655
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	209	19	1,550	795	—	2,574
	株式	—	—	—	—	—	—	259	259
	外国証券	—	470	4,996	995	1,018	2,396	2,051	11,928
	その他の証券	—	887	1,244	181	1,749	93	2,379	6,534
令和3年度	国債	—	—	—	—	—	19,821	—	19,821
	地方債	100	202	809	200	375	2,760	—	4,449
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	108	119	549	977	788	—	2,543
	株式	—	—	—	—	—	—	237	237
	外国証券	—	1,097	1,461	1,742	814	1,600	2,439	9,156
その他の証券	265	425	605	424	1,679	87	1,833	5,321	

3.有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	18,598	16,722	19,821	18,755
地方債	4,655	5,388	4,449	4,603
短期社債	—	—	—	—
社債	2,574	2,858	2,543	2,570
株式	259	450	237	218
外国証券	11,928	11,023	9,156	10,652
その他証券	6,534	7,222	5,321	6,023
合 計	44,551	43,664	41,530	42,823

有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	1,001	1,036	35	1,000	1,015	14
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,300	1,361	61	800	835	35
	小 計	2,301	2,398	97	1,800	1,850	49
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	5,205	4,930	△275	5,194	4,817	△377
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	500	472	△27	1,000	924	△75
	小 計	5,705	5,402	△303	6,194	5,741	△453
合 計	8,006	7,800	△206	7,995	7,591	△403	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	償却原価	差 額	貸借対照表計上額	償却原価	差 額
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	株式	113	91	21	116	91	24
	債券	5,030	4,974	55	3,330	3,303	27
	国債	995	990	5	—	—	—
	地方債	2,266	2,232	34	1,689	1,670	19
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,768	1,751	16	1,640	1,632	7
	その他	7,780	7,242	538	5,832	5,384	447
小 計	12,924	12,308	616	9,278	8,779	499	
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	株式	57	59	△2	34	36	△2
	債券	14,591	14,917	△325	17,289	17,965	△676
	国債	11,396	11,677	△280	13,626	14,215	△588
	地方債	2,388	2,421	△32	2,760	2,829	△69
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	806	818	△11	902	921	△18
	その他	8,876	9,794	△918	6,840	7,681	△840
小 計	23,525	24,771	△1,245	24,163	25,683	△1,519	
合 計	36,450	37,079	△629	33,442	34,462	△1,020	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・子会社株式	—	—
非上場株式	88	86
その他の証券	6	6

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3. その他の金銭の信託

該当ございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ございません。

2. 通貨関連取引

該当ございません。

3. 株式関連取引

該当ございません。

4. 債券関連取引

該当ございません。

5. 商品関連取引

該当ございません。

6. クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

報酬等に関する事項

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	102

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」85百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。